

改善計画書

山口県知事 殿

萩・長門清掃一部事務組合
管理者 野村 興 兒

1 目的

本計画書は、「萩・長門・阿武地域循環型社会形成推進地域計画」の2(3)に定める目標の達成状況を評価した結果、目標を達成できなかった項目について、その要因を分析するとともに、今後の目標の達成に向けた方策等にかかる計画を定めるものである。

2 目標の達成状況

【ごみ処理】

(1) 排出量

目標値 34,570t(平成22年度比-9.5%)に対し、36,898t(平成22年度比-3.4%)に留まり、目標を達成することができなかった。

(2) 再生利用量

①直接資源化量

目標値 2,846t(総排出量比 8.2%)に対し、2,492t(総排出量比 6.8%)に留まり、目標を達成することができなかった。

②総資源化量

目標値 9,199t(総排出量比 26.6%)に対し、9,796t(総排出量比 26.1%)となり、目標を達成した。

(3) 減量化量

目標値 24,504t(総排出量比 70.9%)に対し、25,874t(総排出量比 70.1%)に留まり、目標を達成することができなかった。

(4) 最終処分量

目標値 1,443t(総排出量比 4.2%)に対し、1,930t(総排出量比 5.2%)に留まり、目標を達成することができなかった。

【生活排水処理】

(5) 公共下水道

目標値 37,808人(総人口比 40.1%)に対し、34,817人(総人口比 36.9%)に留まり、目標を達成することができなかった。

(6) 集落排水施設等

目標値 23,810人(総人口比 25.3%)に対し、23,489人(総人口比 24.9%)となり、目標を達成することができなかった。

(7) 合併処理浄化槽等

目標値 17,354人(総人口比 18.4%)に対し、17,008人(総人口比 18.0%)に留まり、目標を達成することができなかった。

(8) 未処理人口

目標値 15,236人に対し、19,147人に留まり、目標を達成することができなかった。

3 目標が達成できなかった要因

【ごみ処理】

(1) 排出量

①事業系総排出量

総排出量が増加している理由として、事業系一般廃棄物の大半を占める「紙系のごみ」が焼却処分されており再資源化の意識が低いため思うような削減ができなかったこと、又事業系廃棄物の処理料金の見直しが行われず現在に至ったことが挙げられる。

(※平成24年11月の大規模火災発生[長門市]により、185tの排出量が生じたこともひとつの要因として挙げられる。)

1事業所当たりの排出量も増加しているが、その理由としては、分別の徹底と排出者責任及び適正排出・意識啓発の徹底がされていないことが挙げられる。

②家庭系総排出量

総排出量が減少していない理由としては、紙製容器包装や雑誌類などの紙製の資源物が可燃ごみとして排出されており、資源ごみとして収集することを周知しているが、まだまだ徹底されていないこと、又家庭系廃棄物の持込処理料金の見直しが行われず現在に至ったことが挙げられる。

1人当たりの排出量が減少していない理由としても、分別の徹底と適正排出・意識啓発の徹底がされていないことが挙げられる。

(2) 再生利用量

①直接資源化量

容器包装関係はリサイクルのための中間処理を行い、指定業者に引き渡しているため直接資源化するごみ量が減少したこと及び排出者が直接資源化施設に持ち込む資源化量を詳細に把握していないことが理由として挙げられる。

(3) 減量化量

不法投棄ごみや海岸漂着ごみを過去3年間に渡って大量に収集を行ってきたことから、中間処理できない埋立ごみが増加したこと、又事業系・家庭系共に分別の徹底がなされておらず、資源化可能なごみが減量化量に含まれていることが理由として挙げられる。

(4) 最終処分量

不法投棄ごみ・海岸漂着ごみ・可燃ごみの焼却灰(一部はリサイクルしている)等々、中間処理できない埋立ごみが増加したことが理由として挙げられる。

【生活排水処理】

(5) 公共下水道

高齢化の進行・経済情勢の悪化等により、家屋の新築・改築や排水設備を改造する件数が減少してきたことが理由として挙げられる。

(6) 集落排水施設等

公共下水道の要因と同様、高齢化の進行・経済情勢の悪化等により、家屋の新築・改築や排水設備を改造する件数が減少してきたこと、又該当地域が供用開始から3年以上経過し、接続への意識が鈍化していることが理由として挙げられる。

(7) 合併処理浄化槽等

公共下水道の要因と同様、高齢化の進行・経済情勢の悪化等により、家屋の新築・改築や排水設備を改造する件数が減少してきたこと、又合併処理浄化槽の普及・啓発不足が理由として挙げられる。

(8) 未処理人口

高齢化の進行・経済情勢の悪化等々により上記のとおり公共下水道・合併処理浄化槽等の普及が目標に届かなかったため。

4 目標の達成に向けた施策等 (※各施策の具体については別添一覧を参照のこと)

【ごみ処理】

(1) 排出量

①事業系総排出量

1事業所あたりの排出量を減少させるため、紙製ごみの再資源化・食品リサイクルなど引き続き分別の徹底と排出者責任及び適正排出の徹底を行う。また、平成27年度からの新焼却施設の供用開始に併せ、ごみ処理手数料の適正化を図る。

②家庭系総排出量

1人あたりの排出量を減少させるため、紙製・プラスチック製容器包装の分別収集、又は家庭系生ごみの水切りの徹底など、引き続き分別及び適正排出にかかる啓蒙・啓発を行う。

また、マイバッグ運動の実施や生ごみ処理容器等の購入費補助等についても引き続き助成を行う。

(2) 再生利用量

プラスチック製容器包装等の再生促進のための啓蒙・啓発を行う。

資源化施設に持ち込む資源化量の詳細把握を行う。

(3) 減量化量

(1)によりごみ排出量を抑制するとともに、広報・ケーブルテレビ・ホームページ等によりごみの分別の啓発を推進する。

また、使用済小型家電リサイクル事業の取り組みを行い、さらなる減量化を図る。

(4) 最終処分量

前処理施設の段階で手選別を行い、埋立ごみの選別を徹底し最終処分量の減少を図る。

埋立処分している可燃ごみの焼却灰については、(1)による可燃ごみの排出量を抑制することにより、減少を図る。

【生活排水処理】

(5) 公共下水道

未接続家庭へ水洗化の呼び掛けを行うと共に、期間を定め重点的に訪問指導を実施して、公共下水道の普及・啓発を図る。

(6) 集落排水施設等

公共下水道の施策と同様に、未接続家庭へ水洗化の呼び掛けを行うと共に、近年供用開始した地域を中心に早い段階で訪問指導を実施して普及・啓発を図る。

(7) 合併処理浄化槽等

広報等による補助金の利用の呼び掛け、単独処理浄化槽・汲み取りからの切り替えを周知すると共に、ホームページ・ケーブルテレビ上においても同様の掲載をして、合併処理浄化槽の普及・啓発を図る。

(8) 未処理人口

(5)・(6)の施策を実施することにより、未処理人口の減少に努めると共に、個別地域の特性を充分踏まえながら、水洗化の必要性・環境保全を訴えるなど引き続き啓蒙・啓発を行う。